

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面している人たちが、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるように住民税非課税世帯等に対して1世帯あたり10万円の給付を行います。

対象世帯

①住民税非課税世帯

基準日(令和3年12月10日)に町に住民登録があり、世帯全員の令和3年度の住民税が課税されていない世帯

※令和3年度住民税とは・・・令和2年1月から令和2年12月までの収入に基づき課税される住民税

②家計急変世帯

「①住民税非課税世帯」以外で、新型コロナウイルスの影響を受け、令和3年1月以降の家計が急変し、住民税(均等割)非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯

※①②に該当する場合であっても、その世帯全員が令和3年度の住民税(均等割)が課税されている人に扶養されている場合は対象となりません。

支給額

対象1世帯あたり 10万円

※①と②を両方受給することはできません。

申請方法

①住民税非課税世帯

2月4日(金)に確認書などを対象者と思われる世帯主あてに送付をしています。同封の返信用封筒で返送してください。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送での申請にご協力ください。

②家計急変世帯

世帯主による申請が必要です(自己申請)

申請書は町ホームページ(右QRコード)でダウンロードしていただき、郵送または町役場健康福祉課へ申請して下さい。



(4月より小学校に就学される児童が対象となります)

乳幼児等福祉医療費受給者証更新のお手続きについて

4月より小学校に就学される児童の乳幼児福祉医療費受給者証の有効期限が近づいております。4月以降の受給者証の交付には、更新のお手続きが必要となります。

3月上旬に対象世帯にお手続きのご案内を郵送しますので、ご案内に沿ってお手続きをお願いします。

○対象者 平成27年4月2日～平成28年4月1日生まれの児童

(現在お使いの乳幼児福祉医療費受給者証(うすむらさき色)の有効期限が令和4年3月31日までの人)